昭和50年7月1日から昭和51年6月30日まで	251
昭和51年7月1日から昭和52年6月30日まで	240
昭和52年7月1日から昭和53年6月30日まで	223
昭和53年7月1日から昭和54年6月30日まで	195
昭和54年7月1日から昭和55年6月30日まで	187
昭和55年7月1日から昭和56年6月30日まで	179
昭和56年7月1日から昭和57年6月30日まで	159
昭和57年7月1日から昭和58年6月30日まで	154
昭和58年7月1日から昭和59年6月30日まで	151
昭和59年7月1日から昭和60年6月30日まで	150
昭和60年7月1日から昭和61年6月30日まで	149
昭和61年7月1日から昭和62年6月30日まで	148
昭和62年7月1日から昭和63年6月30日まで	136
昭和63年7月1日から平成元年6月30日まで	126
平成元年7月1日から平成2年6月30日まで	122
平成2年7月1日から平成3年6月30日まで	120
平成3年7月1日から平成28年9月30日まで	100

○厚生労働省告示第百七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　［略］ 八　［略］ (1)～(99)　［略］ (100)　イキサゾミブクエン酸エステル	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　［同上］ 八　［同上］ (1)～(99)　［同上］ ［号の細分を加える。］
(101)～(650)　［略］	(100)～(649)　［号の細分を一つずつ繰り下げる。］
(651)　ナルデメジン	［号の細分を加える。］
(652)～(775)　［略］	(650)～(773)　［号の細分を二つずつ繰り下げる。］
(776)　フォロデシン	［号の細分を加える。］
(777)～(1078)　［略］	(774)～(1075)　［号の細分を三つずつ繰り下げる。］
九　［略］	九　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。